

ご存知ですか？

議員の寄付は禁止されています



議員は、公職選挙法により、選挙区内でお中元やお歳暮、ご祝儀を出すことや、年賀状やあいさつ状を出すことが禁止されています。(答礼のための自筆によるものは除きます。)

また、有権者が議員に対して寄付を求めることも禁止されています。市民の皆さまのご理解をお願いします。

① 町内会の役員がお祭りの寄付を集める場合、町内の議員にも寄付をお願いできるか。

→ できません。また、町内の会合に議員が飲み物を差し入れたりすることも寄付に該当します。

② 会費制ではない町内会の忘年会や新年会などに招待されたとき、提供される飲食物に見合う実費相当額を支払うことができるか。

→ 会費相当額は、実質的には「会費」ではないため、寄付に該当します。
(定められた「会費」を支払うことは寄付には該当しません。)

＼スマホでも、タブレットでも／
市議会ホームページをご覧ください



「議会映像」をクリックすると、市議会の本会議を見ることができます。

「ライブ中継」は本会議の開催日にリアルタイムで、「録画映像」は24時間いつでも見ることができます。「録画映像」の公開は本会議の約1週間後からです。



11月定例会のお知らせ

11/25(水) 本会議(議案審議)
12/3(木)・4(金)・7(月)・8(火)
本会議(一般質問)
(9(水)(一般質問予備日))
12/11(金) 本会議(議案審議)

いずれの日も午後1時からの開会予定です。
日程は変更になる場合があります。

表紙の写真はどこでしょう？

表紙の写真の場所は、どこかわかりますか？

昭和33年、はるばるケニアから三島市へキリンがやってきました。三島の街なかを楽寿園までトラックで運ばれた当時の写真です。「水のみしまのキリン」という思いから、名前は「いずみ」と名付けられ、人気を集めました。

また、今号の表紙の三島柄は、古典柄の「縄文」と新柄の「三四呂」を組み合わせています。伝統的なものと、現代的にアレンジしたものが、さまざまな柄がありますので、こちらにも注目してみてくださいね。
議会だより編集委員会一同



議会だより編集委員会

委員長：村田 耕一 副委員長：甲斐 幸博 委員：沈 久美、宮下 知朗、藤江 康儀、河野 月江、佐藤 寛文